

2010年6月11日

各位

「改善推進委員会」の設置と現在の状況について

1. 改善推進委員会

当社は、今回、金融庁から行政処分をいただいたことを受け、今月7日開催の取締役会において社内に「改善推進委員会」を設置することを決議いたしました。

委員は、取締役2名（取締役会議長と取締役）、執行役2名（代表執行役、専務執行役）の合計4名と事務局で構成され、目的は取締役会と執行役・執行部とを直結し一体となつて改善を実効的に推し進めることにあります。

2. 特別調査委員会

さらに、当社は外部専門家による「特別調査委員会」を設置いたします。法律、会計の専門家に委員に就任いただき、今回の業務改善命令において指摘された各事項について、公正な第三者の立場から徹底ご調査をいただき、今後の改善の基礎とするものです。現在、人選について最終的な調整をしており、近日中に発表できる予定です。

改善推進委員会は、すでに内部調査で今回の実態を把握すべく努力しておりますが、特別調査委員会が活動を開始した場合は全面的に協力を行ってまいります。

当社は、今後も改善推進委員会の活動状況、特別調査委員会設置の進行状況につきまして、節目節目に、お知らせしてまいります。

皆様のご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

以上

本件についてのお問い合わせ先

日本振興銀行株式会社 : 〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-7 日本振興ビル
電 話 : 03-5217-0010
経営管理室 : 山 内